

平成27年度より町立幼稚園において土曜日・春休み中の預かり保育を実施します



★平成27年度幼稚園募集案内に、以下の内容等が追加決定しました!!

追加内容のポイント

- ・土曜日の預かり保育をはじめます。
- ・春休みの預かり保育を(3/31)まで実施します。
- ・入園式が例年4/7→4/3となり、翌日から預かり保育を開始します。
- ・入園料(7,200円)を廃止します。

〈平日の幼稚園利用について〉

対象者：在園児
 実施場所：公立幼稚園(南風原、津嘉山、北丘、翔南)
 利用料金：1日 **800円**(7時30分～18時30分) ※生活保護・非課税世帯(所得割非課税世帯含む)については、無料となります。
 半日 **400円**(7時30分～13時) (13時～18時30分)
 その他：1日利用する場合は弁当持参となります。

〈平日の幼稚園利用について〉

通常保育：7時30分～14時
 期間：平成27年4月3日(入園式)～
 保育料金：平成27年度 南風原町立幼稚園保育料をご覧ください。
 給食費：月額3,000円(5/1～) ※4月は11時降園になります。
 預かり保育：14時～18時30分(4月は11時から預かり保育を開始します。)
 期間：平成27年4月4日(入園式の翌日)～平成28年3月31日
 (日曜日・祝日・慰霊の日・12/29～1/3・4/1～4/2を除く)
 預かり料金：5,000円(生活保護世帯・町民税非課税世帯(所得割非課税世帯含む)は無料となります。)
 ケイタリング料：おやつ代(月額1,900円)・長期休暇中の昼食代(一食300円)が別途あります。※弁当持参可能

●平成27年度 南風原町立幼稚園保育料●

階層	各月初日の保護者の属する区分	保育料の月額		
		第1子の園児	第2子の園児(第1子の半額)	第3子以降の園児(無料)
①	生活保護世帯	0円	0円	0円
②-A	町民税非課税世帯(所得割非課税含む) (母子世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯)	0円	0円	0円
②-B	町民税非課税世帯(所得割非課税含む)	3,000円	1,500円	0円
③-A	所得割課税額77,100円以下 (母子世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯)	5,300円	2,650円	0円
③-B	所得割課税額77,100円以下	5,600円	2,800円	0円
④	所得割課税額211,200円以下	7,100円	3,550円	0円
⑤	所得割課税額211,201円以上	8,900円	4,450円	0円

※4月～8月分の保育料は前年度の市町村民税所得課税により算定、9月～翌年3月分の保育料は当年度の市町村民税所得課税により算定します。
 ※保育料は、園児の父母の課税額を合計し算定します。また同居の祖父母など父母以外の扶養義務者の課税で決定する場合があります。
 ※幼稚園児から小学校3年生までの間に下記対象施設を利用している兄、姉がいる場合、そのうち年長者の子どもは第1子園児料金、最年長の次にあたる園児は第2子の園児料金、3人目以降にあたる場合は無料となります。
 【対象施設】小学校・認定こども園・幼稚園・特別支援学校幼稚部等

(追加受付中)
 幼稚園に来てね!
 まっているよ



お問い合わせ 南風原町教育委員会学校教育課 ☎889-6181

平成27年度 8期まで期限内に納付済世帯に送付 国民健康保険証の切替時期です

～国保税の納め忘れはありませんか～

お持ちの国民健康保険証の有効期限は3月31日です。4月からは使用できませんのでご注意ください。



次の世帯は届出が必要です。

- 世帯員の増減がある(転入、転出、転居など)
- 世帯員で社会保険などに加入した人がいる
- ※手続きには、全員の社会保険の健康保険証が必要です。
- 返納金の支払いがまだの世帯
- ※国保資格がない方で国保証を使用した場合の支払い(はがきを郵送致します)
- 交通事故等の届出を国保年金課へ提出していない(はがきを郵送致します)
- その他の届出がまだの場合

新しい保険証は空色、特定健診受診券部分は黄色になるよ!



配達されなかった世帯の切替日程表

受付場所
 国保年金課(役場1階)の窓口

月日	行政区	受付時間
3月9日(月)	与那覇・宮城	9:00～11:30
	大名・新川・東新川	13:00～16:30
3月10日(火)	宮平・慶原・北丘・ハイツ・宮平ハイツ	9:00～11:30
	兼城・本部	13:00～16:30
3月11日(水)	喜屋武・照屋	9:00～11:30
	山川・神里	13:00～16:30
3月12日(木)	津嘉山	9:00～11:30
		13:00～16:30
3月13日(金)	兼本ハイツ・第一団地	9:00～11:30
	第二団地	13:00～16:30

国保税は滞納せずにご相談ください

災害等政令で定めた特例の事情がないのに、長い間保険税を滞納し、納付相談などにも応じない世帯には、やむを得ず次のような措置がとられます。

- ① 保険証を返してもらい、被保険者資格証明書*を交付する場合があります。その場合、医療費がいったん全額自己負担となります。
- ② 保険給付の全部または一部が差し止められます。
- ③ ①②の措置を受けても納付しないときは、差し止めている給付から滞納分が控除されます。
- ④ 財産の差し押さえなどの処分を受ける場合があります。

※資格証明書は、被保険者であることを証明するだけのもので、保険証のように医療費の保険給付は受けられません。滞納した保険税が完納されたり、額が著しく減少したとき、特別の事情が認められたときには、改めて保険証が交付されます。

★納付が困難なときは、ご相談下さい。
 ★3月31日は国保税第10期の納付期限です。



● お問い合わせ 国保年金課 ☎889-1798 ●